

令和 7 年度における鉱山保安に係る取組について（案）

令和 7 年 4 月
中部近畿産業保安監督部

最近の災害〔1〕及び第 1 4 次鉱業労働災害防止計画（令和 5 年度から令和 9 年度）等を踏まえ、鉱山災害の撲滅を図ることを目的とし、中部近畿産業保安監督部（近畿支部を除く）は、鉱山保安の推進に向け令和 6 年度において以下の〔2〕に取り組むこととします。

〔1〕最近の災害発生状況について

令和 6 年の全国の災害発生状況は、罹災者数が 1 4 名であったことから、度数率は 0. 7 1（第 1 4 次計画指標：0. 7 0 以下）となりました。また、死亡災害を除く休業日数が 2 週間以上の災害（以下「重傷災害」という。）の罹災者は 1 0 名であったことから、重傷災害の度数率は 0. 5 1（第 1 4 次計画指標：0. 5 以下）となりました。

管内では、令和 6 年に災害が 3 件発生し、鉱山労働者として罹災者が 2 名であったことから、度数率は 0. 5 8 となりました。そのうち重傷災害の罹災者が 2 名であったことから、重傷災害の度数率は 0. 5 8 となりました。

なお、管内における鉱害の発生はありませんでした。

〔2〕令和 7 年度における鉱山保安に係る取組について

下線部：昨年度からの変更箇所

1. 自主保安管理体制の推進

（1）鉱山保安マネジメントシステム導入・運用の深化

鉱業権者が鉱山保安マネジメントシステムに取り組むため、その具体的な実施方法や有用な情報等を提供し、鉱山の実情に応じてより最適なシステムで運用されるよう助言等を行います。また、導入に遅れが見られる中小鉱山の取組が容易に行えるよう、各鉱山の状況に応じた助言を一層きめ細かく行います。

（2）災害の未然防止につながる保安管理

作業に対するリスクを共有するコミュニケーション活動の実施等、鉱山の保安管理が図られるよう助言等を行います。

また、作業に対するリスクアセスメントなどを継続しつつ、特に墜落、挟まれ・巻き込まれのおそれのある作業については直ちに十分なリスク低減措置を行うとともに、作業手順を十分に理解したうえで作業を行う等、災害の未然防止が図られるよう助言等を行います。

2. 保安規程の質的向上の促進

鉱山の更なる保安確保のため、鉱業権者が他鉱山での災害発生状況等も

勘案し、必要に応じ自発的に現況調査を行い、その結果を踏まえ、各鉱山の実情に合致した適切な保安規程となるよう継続的に見直し、鉱山労働者に周知徹底を行うよう監督指導を行います。

3. 作業手順書等の作成、整備及び保安教育

鉱業権者が鉱業上使用する工作物等を安全かつ適正に使用するため、他鉱山での災害防止対策等も参考に、適時適切に作業手順書等の作成及び見直し改正を行い、さらに非定常作業であっても危険を伴う作業に関しては作業手順書の作成を促し、鉱山労働者に周知徹底を行うよう監督指導を行います。

また、鉱業権者が効果的な保安教育を行い、鉱山労働者に不安全行為を行わせないよう監督指導を行います。

4. 経験年数、高年齢等を考慮した保安教育

経験年数の少ない者や高年齢等の鉱山労働者への保安教育の充実が図られるよう監督指導を行います。

5. 近年発生した災害に係る災害防止対策

墜落、転倒、挟まれ・巻き込まれ等の近年発生した災害を防止するため、不安全な状態箇所の再点検、安全装置の積極的な導入、危険予知重視の教育及び反復教育を行うなど適切な保安対策が行われるよう監督指導を行います。

また、これらの災害の多くはヒューマンエラーによるものであるため、人間特性を考慮した保安教育や保安活動による保安意識の向上等ヒューマンエラーの発生を抑制する対策とともに、ヒューマンエラーが発生したとしても鉱山災害につながらないようにするための対策が適切に行われるよう監督指導を行います。

6. 鉱山道路の維持

鉱山道路の構造、保安設備の設置が法令に適合するよう監督指導を行います。

7. 発破による災害防止対策

発破による災害を防止するため、発破場所、発破規格、作業手順、発破時の連絡体制、退避体制について適切な条件で発破が行われるよう監督指導を行います。

8. 作業環境粉じん対策

常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場について、作業環境評価に基づく改善が行われるよう監督指導を行います。

また、粉じん対策の教育、防じんマスクの適正な着用等が適切に行われるように監督指導を行います。

9. 坑廃水処理対策

坑廃水処理施設の処理能力の確保、保守及び運転管理等が適切に行われるよう監督指導を行います。

10. 汚濁水流出防止対策

汚濁水流出防止対策として、沈殿池の浚渫等により排水施設の維持管理を徹底するよう監督指導を行います。

11. 掘採壁等の崩壊防止

露天掘採場において、鉱業権者の施業案にて定められた適切な高さ及び奥行きを有するベンチの規格となるよう、掘採壁及び残壁の安全な傾斜の保持その他の崩壊を防止するため措置が適切に行われるよう監督指導を行います。

12. 鉱山採掘跡地の処理方法

鉱業権者の施業案にて定められた措置が適切に行われるよう監督指導を行います。

13. 激甚化する自然災害への対策

台風、豪雨等の自然災害の発生に備え、露天採掘切羽、鉱山道路、残壁、沈殿池等を再点検し、鉱山労働者及び第三者への被害を防止するために必要な事前対策が行われるよう監督指導を行います。

14. 情報提供

鉱山保安に役立つ災害事例や優良事例、デジタル技術を活用した保安の向上に資する情報などについて、メール送信、ホームページ掲載等により情報提供や注意喚起を行います。

15. 関係団体等との連携

鉱山の保安レベルを継続的に向上させるため、鉱業関係団体等が実施する講習会等と積極的に連携します。